

住宅取得支援補助事業

(定住支援)

黒部市では、人口の増加と定住の促進を図り、コンパクトなまちづくりの誘導や公共交通の利用を促進するために、住宅取得にかかる費用の一部を補助します

補助制度1 市外からの転入者向けの補助

H31.4.1より居住誘導区域では最大100万円!

◇ 補助対象者・住宅

- ・市外に1年以上お住いの転入者で、市内で新たに住宅を取得される方
- ・市内において自らが居住する一戸建て住宅
(併用住宅は居住用部分が1/2以上あること)

※市内全域が対象

◇ 補助金額(最大100万円の補助)

- ・住宅にかかる借入金額(土地にかかる借入金額除く)の2%(千円未満切り捨て)です(新築住宅は30万円、中古住宅は15万円を上限)
- ・住宅の取得場所が、市の指定する「まちなか」または「地鉄沿線」の場合に、10万円を加算します
- ・さらに住宅の取得場所が「居住誘導」区域の場合は、60万円を補助します

※「まちなか」「地鉄沿線」「居住誘導」の区域については、裏面をご覧ください!



補助制度2 市内転居者向けの補助

◇ 補助対象者・住宅

※「居住誘導」の区域については、裏面をご覧ください!

- ・市の指定する「居住誘導」区域で新たに住宅を取得される市民で1年以内に当該用地取得に300万円以上を要した方(新築住宅・中古住宅ともに対象)
- ・自らが居住する一戸建て住宅(併用住宅は居住用部分が1/2以上あること)

◇ 補助金額(一律30万円)



共通事項

- ・申請は住民票の異動日から起算して1ヵ月以内に提出してください。
- ・この補助金は1住戸1回限りです。(過去に補助金を受けている中古住宅は対象となりません。)
- ・補助対象については必ず申請前にお問い合わせください。

申請から補助金受領までの基本的な流れ

交付申請のとき

交付決定

着工 or 契約

引き渡しを受けたら

- ・補助金交付申請書
- ・付近見取図、平面図
- ・配置図、求積表
- ・転居・転入前の世帯の住民票又は戸籍の附票（転入者の場合、市外に1年以上の居住がわかるもの）
- ・世帯全員の納税証明書

交付決定
通知書送付



- ・補助金実績報告書
- ・登記事項証明書(建物・転居者は土地・建物共)
- ・世帯の住民票
- ・借入証書の写し
- ・検査済証の写し
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・土地の売買契約書及び支払いが確認できる書類（転居者のみ）
- ・取得した住宅の写真

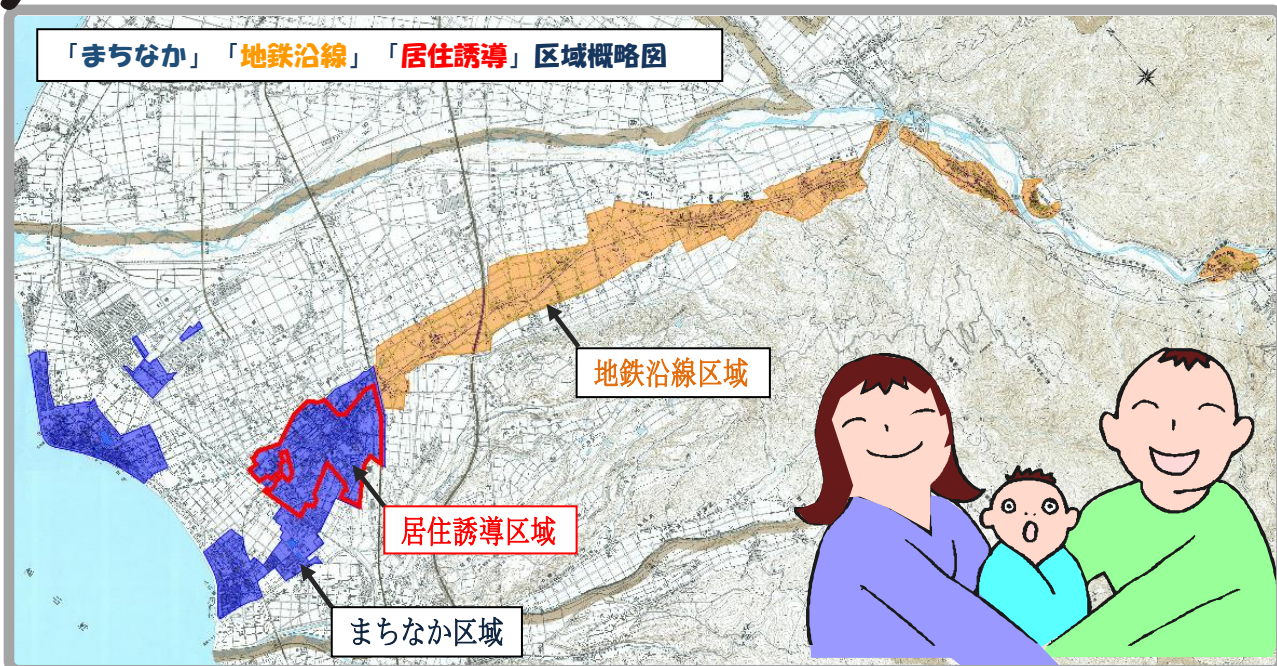
補助金振込

補助金請求

補助金確定
通知書送付



「まちなか」「**地鉄沿線**」「**居住誘導**」区域概略図



○その他の補助制度

・空家情報バンク活用促進補助金（最大 20 万円補助）

空家情報バンクに登録された空家が売買又は賃貸借契約に至った場合、所有者及び購入者・賃借者に、それぞれ補助金を交付します。

・登録空家リフォーム等補助金（最大 100 万円補助）

空家情報バンクに登録された空家の改修等に係る費用に対して補助金を交付します。（最大 50 万円）
居住誘導区域内の空家については、空家の改修に加えて住宅の建替えを条件とした空家の解体についても補助金を交付します（最大 100 万円）

・空家情報バンク仲介報奨金（1 件 10 万円又は 5 万円交付）

空家情報バンクに登録された空家が売買又は賃貸借契約に至った場合、所有者側の不動産仲介業者に報奨金を交付します

令和 3 年 3 月 31 日作成

お問い合わせ 黒部市 都市創造部 都市計画課 0765-54-2647

要綱や各種様式をダウンロードできます。

クリック

暮らし・手続き

移住・定住

補助金

黒部市住宅取得支援補助金